

福祉用具貸与サービスの単独利用における 居宅介護支援の実態調査報告書

令和4年4月11日

一般社団法人 日本介護支援専門員協会

【調査概要】

調査対象者:居宅介護支援事業所に勤務する会員の介護支援専門員

調査期間:令和4年3月22日～令和4年4月1日

調査方法:日本介護支援専門員協会会員モニターに対するインターネット調査

調査対象者数:908名

回答者数:580名(回収率63.9%)

有効回答者数:545名(有効回答率60.0%)

【調査結果の概要】

問①. 令和3年12月から令和4年2月までの3か月間であなたの所属する居宅介護支援事業所において行った給付管理の「のべ件数」を教えてください。(※1参照)

	有効回答数	比率
100件未満	77	14.1%
100件以上300件未満	215	39.4%
300件以上600件未満	205	37.6%
600件以上1000件未満	42	7.7%
1000件以上	6	1.1%
合計	545	100.0%
のべ平均件数		308.7件

※対象利用者総件数は168,251件

問②. 問①の利用者のうち、給付管理対象サービスが福祉用具貸与サービスのみの利用者の「のべ件数」を教えてください。(※1参照)

	有効回答数	比率
0件	38	7.0%
10件未満	195	35.8%
10件以上30件未満	214	39.3%
30件以上60件未満	72	13.2%
60件以上100件未満	16	2.9%
100件以上	10	1.8%
合計	545	100.0%
のべ平均件数		21.7件

※対象利用者の総件数は、11,007件(全体の6.5%)

※福祉用具貸与サービスのみの利用者が有りと回答した調査対象者は507名

→有効回答数(545)－対象者なし(38)=507

問③. 問②の該当者のうち、貸与している**福祉用具**で**最も多い品目**を教えてください。(SA)

品目	数	率
特殊寝台	148	29.2%
車いす	27	5.3%
手すり(移動用)	253	49.9%
歩行補助杖	6	1.2%
歩行器	60	11.8%
体位変換器	0	0.0%
その他	6	1.2%
未記入	7	1.4%
	507	100%

※その他として「スロープ」「褥瘡防止器具」の回答あり

問④. 問②の利用者のうち、居宅サービス計画書に**給付管理対象外サービス**が**組み込まれた利用者の「のべ件数」**を教えてください。(※1 および※2参照)

給付管理対象サービスが福祉用具貸与サービスのみの利用者の「のべ件数」(A)	11,007 件
上記の利用者で他の給付管理対象サービス以外の支援を位置付けた「のべ利用者数」(B)	7,379 件
比率 (B)/(A)	67.0%

問⑤. 問④の該当者で、居宅サービス計画に位置付けた**給付管理対象外のサービス**を**全て**教えてください。(複数回答可)

サービス	数	比率
居宅療養管理指導	202	39.8%
訪問診療等の医療サービス	267	52.7%
家族による支援	416	82.1%
近隣者や地域住民による支援	143	28.2%
自治体による福祉サービス	150	29.6%
有償業者等によるサービス	148	29.2%
その他	83	16.4%
未記入	3	0.6%

※その他として、「ケアハウス等の支援」、「障害者サービス」、「重度認知症患者デイケア」、「有償ボランティア」等の回答があった。

※比率の列は、福祉用具貸与サービスのみ利用者ありとした回答者 507 名のうちの比率を表記

問⑥. 令和3年12月から令和4年2月までの3か月間で、あなたの所属する居宅介護支援事業所が受けた介護予防支援の委託の「のべ件数」を教えてください。
(※1 参照)

	有効回答数	比率
0 件	67	12.3%
10 件未満	40	7.3%
10 件以上 30 件未満	128	23.5%
30 件以上 60 件未満	130	23.9%
60 件以上 100 件未満	94	17.2%
100 件以上 200 件未満	76	13.9%
200 件以上	10	1.8%
合計	545	100.0%
のべ平均件数	52.3 件	

※対象利用者総件数は 28,505 件

問⑦. 問⑥の利用者のうち、予防給付サービスが福祉用具貸与サービスのみの利用者の「のべ件数」を教えてください。(※1 参照)

	有効回答数	比率
0 件	186	34.1%
1 件以上 5 件未満	124	22.8%
6 件以上 10 件未満	108	19.8%
10 件以上 20 件未満	70	12.8%
20 件以上 30 件未満	28	5.1%
30 件以上 60 件未満	25	4.6%
60 件以上	4	0.7%
合計	545	100.0%
のべ平均件数	7.3 件	

※対象利用者の総件数は 3,984 件(全体の 14.0%)

問⑧. 問⑥の該当者のうち、予防給付サービス以外のサービスが組み込まれた利用者の「のべ件数」を教えてください。（※1 および※2参照）

	回答数(件)	比率
0件	182	33.4%
1件以上5件未満	104	19.1%
6件以上10件未満	103	18.9%
10件以上20件未満	66	12.1%
20件以上30件未満	36	6.6%
30件以上60件未満	40	7.3%
60件以上	14	2.6%
合計	545	100.0%
のべ平均件数	10.3件	

※対象利用者の総件数は5,622件(全体の19.7%)

問⑨. 問⑧の該当者で、サービス計画に位置付けた給付管理対象外のサービスを全て教えてください。（複数回答可）

サービス	数	比率
居宅療養管理指導	45	9.4%
訪問診療等の医療サービス	86	18.0%
家族による支援	320	66.9%
近隣者や地域住民による支援	145	30.3%
自治体による福祉サービス	127	26.6%
有償業者等によるサービス	103	21.5%
その他	63	13.2%

※その他として、「ベッドの自費貸与」、「民間警備会社の緊急通報システム」、「ケアハウス等の支援」、「移動販売」、「障害者サービス」等の回答があった。

※比率の列は、福祉用具貸与サービスのみ利用者ありとした回答者478名のうちの比率を表記。

問⑩. あなたの事業所の特定事業所加算の算定状況を教えてください

区分	数	比率
特定事業所Ⅰ算定事業所	28	5.1%
特定事業所Ⅱ算定事業所	217	39.8%
特定事業所Ⅲ算定事業所	95	17.4%
特定事業所a算定事業所	7	1.3%
特定事業所算定なし	198	36.3%
合計	545	100.0%

【留意事項】

- ※1: のべ件数の考え方: 「A」という利用者が 12 月～2月まで該当した場合は、3件でカウントし、12 月のみの場合は1件でカウントする。
- ※2: 給付管理対象外サービスとは、介護保険サービスの居宅療養管理指導、医療サービス(訪問診療等)やインフォーマルサポート(家族や近隣者の支援やボランティア)、自治体等が行う配食サービスや見守り支援等のように給付管理の対象以外のサービスであれば全て対象とする。
- ※3: 比率集計は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が正確に 100%にならない場合がある。

【調査結果のクロス集計およびデータ比較】

1. 貸与した福祉用具品目別×利用した給付管理外サービス(回答者)

	該当 回答者数	居宅療養管理 指導		訪問診療等の 医療サービス		家族による支援		近隣者や地域 住民による支援	
		数	比率	数	比率	数	比率	数	比率
特殊寝台	148	74	50.0%	92	62.2%	122	82.4%	48	32.4%
車いす	27	10	37.0%	11	40.7%	22	81.5%	8	29.6%
手すり(移動用)	253	99	39.1%	132	52.2%	210	83.0%	73	28.9%
歩行補助杖	6	1	16.7%	2	33.3%	5	83.3%	1	16.7%
歩行器	60	15	25.0%	21	35.0%	46	76.7%	9	15.0%
体位変換器	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	6	2	33.3%	3	50.0%	5	83.3%	2	33.3%

	該当 回答者数	自治体による 福祉サービス		有償業者等によ るサービス		その他	
		数	比率	数	比率	数	比率
特殊寝台	148	48	32.4%	44	29.7%	29	19.6%
車いす	27	8	29.6%	10	37.0%	5	18.5%
手すり(移動用)	253	81	32.0%	78	30.8%	31	12.3%
歩行補助杖	6	2	33.3%	2	33.3%	2	33.3%
歩行器	60	8	13.3%	11	18.3%	7	11.7%
体位変換器	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	6	2	33.3%	1	16.7%	0	0.0%

※比率については「該当回答者数」を母数として各給付管理外サービスの数を除したものである。

2-1. 特定事業所加算算定事業所別×給付管理対象サービスが福祉用具貸与サービスのみの利用者の有無(回答者別)

	回答者数	いる	いない	比率
特定事業所Ⅰ算定事業所	28	27	1	96.4%
特定事業所Ⅱ算定事業所	217	214	3	98.6%
特定事業所Ⅲ算定事業所	95	90	5	94.7%
特定事業所a算定事業所	7	6	1	85.7%
特定事業所算定なし	198	170	28	85.9%

2-2. 特定事業所加算算定事業所別×福祉用具貸与サービスのみの利用者で
給付管理外サービスを利用している利用者数

	福祉用具貸与サービスのみの利用者 (A)	うち給付管理対象外 サービス利用者 (B)	比率 (B)/(A)
特定事業所Ⅰ算定事業所	776	583	75.1%
特定事業所Ⅱ算定事業所	6,197	4,233	68.3%
特定事業所Ⅲ算定事業所	2,026	1,153	56.9%
特定事業所a算定事業所	58	40	69.0%
特定事業所算定なし	1,950	1,370	70.3%
計	11,007	7,379	

3. 福祉用具貸与サービスのみの利用者で、給付管理外サービス利用の居宅介護支援と
介護予防支援の比較

	福祉用具貸与サービスのみの 事例があると回答した回答者数	比率
居宅介護支援	454	83.3%
介護予防支援（委託）	507	93.0%

※比率については、「有効回答者数(545名)」を母数として、「福祉用具貸与サービスのみの事例があると回答した回答者数」を除いたものである。

4. 居宅介護支援で、福祉用具貸与サービスのみの利用者における給付管理外サービスの
重複利用状況

重複項目数	回答者数	比率
7項目すべて	8	1.5%
6項目重複	33	6.1%
5項目重複	50	9.2%
4項目重複	84	15.4%
3項目重複	92	16.9%
2項目重複	104	19.1%
1項目のみ	83	15.2%
なし	91	16.7%

5. 介護予防支援における給付管理外サービスの重複利用状況

重複項目数	回答者数	比率
7項目すべて	3	0.6%
6項目重複	7	1.3%
5項目重複	21	3.9%
4項目重複	38	7.0%
3項目重複	82	15.0%
2項目重複	103	18.9%
1項目のみ	116	21.3%
なし	175	32.1%

【調査結果からの意見】

今回の調査結果は事業所が異なる 545 名からの回答をもとに分析を行った。そこから、以下の点について意見を整理する。

1) ケアマネジメントを福祉用具貸与サービスの単独利用実態のみによる評価の危険性

給付管理を必要とする居宅サービスが福祉用具貸与サービスのみの利用者は、全調査対象利用者の 168,251 件のうち 11,007 件(6.7%)と極めて少ないケースとして理解すべきである。また、この 11,007 件のうち 7,379 件は給付管理外サービスを受けており、これは福祉用具貸与サービスのみ利用者の 67.0%を占めている。

また、他の給付管理対象サービスについて単独でサービスの利用があるとした回答の中で、他の給付管理外サービスの併用なしとした回答は、居宅介護支援で 16.7%、介護予防支援(委託)で 32.1%に留まっている。

福祉用具貸与サービス単独利用の要介護者のケアマネジメントが福祉用具の調整だけという安易なものでは無いことを示す結果のひとつと言える。

介護支援専門員は、介護保険法第2条に記載されている「適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供される」という介護保険の考え方を踏まえてケアマネジメントを実施している。故に給付管理対象のサービスの利用実績という顕在化したデータのみをもって、ケアマネジメントのあり方を議論すべきではなく、実態が見えない部分の支援を含めてケアマネジメントは議論すべきである。

2) 福祉用具貸与サービスの単独利用の事例における歩行補助杖の貸与実態

福祉用具貸与サービスの単独利用における貸与品目別の設問にて、調査対象者の貸与品目で「手すり(移動用)」と回答した者が 253 人(49.9%)と最も多い。次いで 2 位は特殊寝台で 148 人(29.2%)となっている。議論に出てくる歩行補助杖は6人(1.2%)と極めて少ない。

福祉用具貸与サービスの単独利用の議論を行う場合に、歩行補助杖のケースは極めて少なく、その代表性を表しているとは言い難く、貸与実態の議論について歩行補助杖は福祉用具貸与サービス単独利用のモデルとするべきではない。

なお、歩行補助杖の貸与について、居宅介護支援費を請求するために介護支援専門員が不要なサービスを位置付ける例としている資料もあるが、令和元年度の老人保健健康増進等事業「ケアマネジメントの公正中立性を確保するための取組みや質に関する指標のあり方に関する調査研究」の調査での介護支援専門員へのアンケートで「本来であればフォーマルサービスは不要と考えていたが、介護報酬算定のため、必要ない福祉用具等によりプランを作成した」という設問に対して「よくある」、「ときどきある」と回答したものは合わせて 3.4%しかいない。本来このような悪質な事業者については、保険者機能の指導監督を中心に対応すべきであり、きわめてごく一部の介護支援専門員のために、多くの利用者が不利益を被らないため、また、真摯にケアマネジメントに向き合っている介護支援専門員がほとんどであることを踏まえて議論すべきである。

3) 福祉用具貸与サービスは単品ではなく組み合わせで対応する事例も多い

福祉用具貸与品目において1位の「手すり(移動用)」は、軽度者から中等度に対応でき、また直立型から平行棒タイプと種類も豊富であり、賃貸住宅などの住環境に左右されない移動ルートの確保という点でも汎用性も高いため当然の結果とも捉えている。

また、福祉用具貸与においては「特殊寝台」や「車いす」「歩行器」の併用や、福祉用具購入対象である「ポータブルトイレ」と組み合わせる事で、居宅生活で最も重要な課題となる移動手段を改善することにつながり、結果として他のサービスを利用しなくても居宅生活を維持できているということも合わせて評価すべきである。

さらに、併用している給付管理対象サービスで「家族による支援」に次いで「訪問診療等の医療サービス」が52.2%と半数を超えている事も注視すべきである。医療系サービスが中心となるガン末期の利用者等への支援の場などで想定されるケースである。「居宅療養管理指導」や「訪問診療等の医療サービス」を利用する場合に、最も利用している品目が「特殊寝台」という事からも、そのことが推察される。

これらのことから、給付管理上では福祉用具貸与サービスの単独利用であるが、実態としては多様な福祉用具の選定や組み合わせによる効果の検討や、利用実態の把握(モニタリング)や給付管理外サービス等との調整・仲介という複雑なケアマネジメント支援を介護支援専門員が展開していることが明らかになった。

4) 利用者の状態に応じて変更可能な福祉用具サービスの特性を留意すべき

今回の調査において「手すり(移動用)」がもっとも多く使われているのは、3)で記述した他の福祉用具との組み合わせの使い勝手の良い事が理由と考えられるが、その使い勝手の良さを支えているのは豊富な用具のバリエーションである。

他の福祉用具にも共通するが同一のカテゴリーとは言え、その品目の中には多様な商品がある。その選定や状態に応じた変更等は、単に福祉用具の特性だけでなく、利用者の居宅での生活様式や心身の機能の変化によって適切に選択していく必要がある。特に高齢者の生活は、季節の変化や疾患の進行など多様な要因で常に変化していく可能性が高い。かかりつけ医や医療・保健・福祉の専門職の関わりを常に調整し、客観的な視点から状態把握を行う介護支援専門員によるケアマネジメントの重要性は、結果として給付管理上の福祉用具貸与サービス単独の利用だとしても、決して軽んじるべきではない。

以上